第七編 児童手当及び高齢者福祉関係

目

次

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則・ 介護保険法施行規則…………… 介護保険法施行令…… 介護保険法………………………………………………三三三 高齢者の医療の確保に関する法律施行令…………………三三 三 三 三

労 政 関 係

第九編 労働: 基 **筆関係**

三六 宝岩

Ħ

の規定に基づき厚生労働大臣の指定する業務三元00労働基準法施行規則第二十四条の二の二第二項第六号関する指針三元の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に	基準法第三十六条第一項の協定で定め度以後の同令第一条第一号の下限利率利率を定める省令第二条の規定に基づに基づき使用者が労働者の預金を受け	本語ででは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	基準去第十八条第四頁の見定に基づき,更働大臣が定める基準	労働基準法第十二条第一項乃至第六項の規定によつてれられる者の平均賃金	補償に相当する給付に関する法令をけ入れる場合の利率を定める省令条第四項の規定に基づき使用者が労	過昔置こ関けら省合 (一部の施行に伴う厚生革を推進するための関法を対している)	賃金に係る率の最低限度を定める政令
肺 法 :	律施行規則	者	労働安全衛生法関係手数料令	の支払の確保等に関する法律施行令の支払の確保等に関する法律	部の委任等に関する政令	規程則	女性労働基準規則

の福祉に関する法律施行規則	(=	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	する旨十	ために事業主が講ずべき措置に関する指針三岩	査に基づく指導事項を守ることができるようにする	妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診	して雇用管理上講ずべき措置についての指針三気	事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関	るための指針三毛	る規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処す	労働者に対する性別を理由とする差別の禁止等に関す	等に関する法律施行規則三盃	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保	等に関する法律	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保	家内労働法施行規則	家内労働法	最低賃金法施行規則	最低賃金法	じん肺法施行規則	する政令(抄)	一部の施行に伴う経過措置及び関係政令の整備に関	労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律の
(抄)	保護等に関する法律等	労動者派遣事業の適圧な	労働者派遣事業の適正な	保護等に関する法律:	労働者派遣事業の適正な	職業安定法施行規則	職業安定法施行令	職業安定法	び職業生活の充実等に	労働施策の総合的な推進	び職業生活の充実等に	労働施策の総合的な推進	び職業生活の充実等に	労働施策の総合的な推進	ì	第十編 職業安定	青少年の雇用の促進等に	うにするために事業さ	労働者の職業生活と家	子の養育又は家族の介護	十七条の規定に基づき	の福祉に関する法律施	育児休業、介護休業等育

き、孠上労動七豆が冟りる日女が施行規則第八条第二号及び第八育児又は家族介護を行う労働者

働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律	をおより 「ででででである。 「ででででである。 「でででででででである。 「でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	第十編 職業安定関係 学十編 職業安定関係 学中の雇用の促進等に関する法律
----------------------------------	---	---

目

基づく委託募集に関する省令	施行令	企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会雇用開発促進法施行規則	或量用骨巻足生去害者の雇用の促進等に関する法律施行規則害者の雇用の促進等に関する法律施行令	障害者の雇用の促進等に関する法律三元高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則壹元高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令壹元	生命には、「は、「は、」」・「は、」」・「は、」」・「は、」」・「は、」」・「は、」」・「は、」」・「は、」」・「は、」」・「は、」」・「は、」」・「は、」」・「は、」」・「は、」」・「は、」」・「は、」 に、これを、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	は、1000年のでは、1000年では、1	
雇用保険法	働者災害補償保険特別支給金支給規則	働大臣が定める額を定める件	補償保険法施行令補償保険法	第十一編 労働保険関係	関する措置等についての指針	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律	理の改善等に関する法律施理の改善等に関する法律…

R十二編 個別労働紛争解決関係

第十三編 労働関係参考法規

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令…………四宝労労働保険審査官及び労働保険審査会法……………四宝

行政不服審査法 四八三	第一分冊第一編~第六編
自動車損害賠償保障法(抄)四二五次世代育成支援対策推進法施行規則四0四次世代育成支援対策推進法施行令四0四	目次
自動車損害賠償保障法施行令(抄)四三八	憲法
第十四編 社会保険労務士法関係	日本國憲法
社会保険労務士法施行令	第一編 健康保険関係
社会保険労務士法施行規則四三0	健康保険法
厚生分別で見ば旨記しる団体	
央手売弋里養务式倹り長値こ掲げる事务と全国土会社会保険労務士法第十三条の四の規定に基づき紛争解	大臣
保険労務士会連合会に行わせることとした件当芸	の規定に基づき厚生大臣の指定する疾病 二第百二十九条第二項第二号及び第百三十五
	生活療養標準負担額
	生労働大臣が定める医療に関する給付
	生労働大臣が定める治療及び疾病 三色健康保険法施行令第四十一条第九項の規定に基づき厚

労働基準関係

労働基準法

Ħ 次

第一

条~第十二条

労働基準法

令和 六月一七日法律第 四月 七日法律第 六八号 四九号

第二章 第一章 総則(第一条—第十二条 労働契約 (第十三条—第二十三条

労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇 賃金 (第二十四条—第三十一条) 第三十二条—第四十一条)

第六章 第六章の二 妊産婦等 (第六十四条の二-第六十 年少者(第五十六条—第六十四条) 安全及び衛生(第四十二条―第五十五

第十二章 第十章 第九章 第十三章 第十一章 第八章 寄宿舎 (第九十四条―第九十六条の三) 就業規則(第八十九条—第九十三条) 災害補償 (第七十五条—第八十八条) 技能者の養成(第六十九条―第七十四条 雑則 (第百五条の二―第百十六条) 監督機関(第九十七条—第百五条) (第百十七条—第百二十一条)

使の保障

の 排間 除搾 取

第六条 何人も、法律に基いて許される場合の外、

業として他人の就業に介入して利益を得てはな

3

の労働 定条件 ければならない。

② 労働者及び使用者は、労働協約、就業規則 第二条 労働条件は、労働者と使用者が、 立場において決定すべきものである。 び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履 対等の

第三条 使用者は、労働者の国籍、信条又は社 的身分を理由として、賃金、労働時間その他の 行しなければならない。

均等待遇

第四条 使用者は、労働者が女性であることを理 由として、賃金について、男性と差別的取扱 労働条件について、差別的取扱をしてはならな

則賃男 金の原 原

第五条 使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精 をしてはならない。

らない。 て、労働者の意思に反して労働を強制してはな 又は身体の自由を不当に拘束する手段によつ

第七条 使用者は、労働者が労働時間中に、選挙 らない。 請求された時刻を変更することができる。 の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、 合においては、拒んではならない。但し、権利 職務を執行するために必要な時間を請求した場 権その他公民としての権利を行使し、又は公の

定

義

第十条 この法律で使用者とは、事業主又は事 第九条 この法律で「労働者」とは、職業の種 う。)に使用される者で、賃金を支払われる者を を問わず、事業又は事務所(以下「事業」とい

第十一条 この法律で賃金とは、賃金、 僧として使用者が労働者に支払うすべてのもの当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対 この 注得て賃金とは、賃金、給料、手 ての者をいう。 事項について、事業主のために行為をするすべ の経営担当者その他その事業の労働者に関する

② この法律で定める労働条件の基準は最低のも

ばならない。

を理由として労働条件を低下させてはならない のであるから、労働関係の当事者は、この基準

ことはもとより、

その向上を図るように努めな

活を営むための必要を充たすべきものでなけれ第一条 労働条件は、労働者が人たるに値する生

をいう

第十二条 この法律で平均賃金とは、これを算定 つてはならない。 額は、次の各号の一によつて計算した金額を下 の総日数で除した金額をいう。ただし、その金 働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間 すべき事由の発生した日以前三箇月間にその労

- 額をその期間中に労働した日数で除した金額 よつて定められた場合においては、賃金の総 算定され、又は出来高払制その他の請負制に 賃金が、 労働した日若しくは時間によつて
- 二 賃金の一部が、月、週その他一定の期間に 号の金額の合算額 よつて定められた場合においては、その部分 の総額をその期間の総日数で除した金額と前
- ては、 前二項に規定する期間中に、次の各号のいず 前項の期間は、賃金締切日がある場合にお 直前の賃金締切日から起算する。
- 及び賃金の総額から控除する。 の日数及びその期間中の賃金は、 れかに該当する期間がある場合においては、そ 前二項の期間
- めに休業した期間 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のた
- 二 産前産後の女性が第六十五条の規定によつ て休業した期間
- 三 使用者の責めに帰すべき事由によつて休業 した期間

四 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を 用する場合を含む。)に規定する介護をするた 法第六十一条第三項(同条第六項において準 休業又は同条第二号に規定する介護休業(同 律第七十六号)第二条第一号に規定する育児 行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法 めの休業を含む。第三十九条第十項において

同じ。)をした期間

4 第一項の賃金の総額には、 試みの使用期間 臨時に支払われた

一定の範囲に属しないものは算入しない。賃金並びに通貨以外のもので支払われた賃金で賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる

- ⑤ 賃金が通貨以外のもので支払われる場合、第一項の賃金の総額に算入すべきものの範囲及び評価に関し必要な事項は、厚生労働省令で定め
- する事業又は職業について、厚生労働大臣の定

 ⑦ 日日雇い入れられる者については、その従事
 項の期間は、雇入後の期間とする。
- よる。 の平均賃金は、厚生労働大臣の定めるところにの平均賃金は、厚生労働大臣の定めるところにめ 第一項乃至第六項によつて算定し得ない場合める金額を平均賃金とする。

第七頁 厚生労動大臣の定め 昭三(委) 第五項 厚生労働省令 則二。

の 明 新 条 件

第二章 労働契約

もののほかは、三年(次の各号のいずれかに該条件を定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、この法律で定める基準による。 はいい 明問の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定める 労働契約は、その部分については無効とする。この法律で定める基準に達しない労働第十三条 この法律で定める基準に達しない労働

等契約期間

約違こ 反の法 契律

のとして厚生労働大臣が定める基準に該当す「専門的知識等」という。)であつて高度のも及び第四十一条の二第一項第一号において及び第四十一条の二第一項第一号において専門的な知識、技術又は経験(以下この号間について締結してはならない。

当する労働契約にあつては、五年)を超える期

二 満六十歳以上の労働者との間に締結される 労働契約(前号に掲げる労働契約を除く) の締結時及び当該労働契約の期間の満了時にお の締結時及び当該労働契約の期間の満了時にお を未然に防止するため、使用者が講ずべき労働 を未然に防止するため、使用者が講ずべき労働 を未然に防止するため、使用者が講すべき労働 を未然に防止するため、使用者が講すべき労働 を未然に防止するため、使用者が講すべき労働 を未然に防止するため、使用者が講すべき労働 を表は、期間の定めのある労働契約を除くご である第一次の期間の満了時にお の締結時及び当該の期間の流了時にお を表に防止するといての基準を定めることがで 他必要な事項についての基準を定めることがで

な助言及び指導を行うことができる。
③ 行政官庁は、前項の基準に関し、期間の定め

(委) 第一項第一号 基準 平一五厚労告三五

集と相違する場合においては、労働者は、即時 第十五条 使用者は、労働財間その他の労働条件が事 賃金及び労働時間に関する事項その他の労働条件が事 で定める方法により明示しなければならない。 で定める方法により明示しなければならない。 で定める方法により明示しなければならない。 で定める方法により明示しなければならない。 で定める方法により明示となければならない。

③ 前項の場合、就業のために住居を変更した労働者が、契約解除の日から十四日以内に帰郷す働者が、契約解除の日から十四日以内に帰郷す

に労働契約を解除することができる。

歌の禁止 を条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはな ・ 第十六条 使用者は、前借金その他労働すること をしてはならない。 をしてはならない。 をしてはならない。 をしてはならない。 をしてはならない。 おって 使用者は、労働契約の不履行について

強制貯金 第十八条 使用者は、労働契約に附随して貯蓄の

解雇制限

らない。

専門的知識等を必要とする業務に就く者に限る専門的知識等を有する労働者(当該高度の

る。)との間に締結される労働契約

② 使用者は、労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理しようとする場合においては、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合がないときは労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその委託を受ける。

③ 使用者は、労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合においては、貯蓄金の管理に関め作業場に備え付ける等の措置をとらなければめ作業場に備え付ける等の措置をとらなければめ作業場に備え付ける等の措置を

④ 使用者は、労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合において、貯蓄金の管理が労働者の預金の受入であるときは、利子をつけなければならない。この場合において、その利子が、金融機関の受け入れる預金の利率を考慮して厚生労働省令で定める利率による利子を下るときは、その厚生労働省令で定める利率による利子とつけたらりとななす。

て管理する場合において、労働者がその返還を⑤ 使用者は、労働者の貯蓄金をその委託を受けをつけたものとみなす。

請求したときは、遅滞なく、

これを返還しなけ

て、当該貯蓄金の管理を継続することが労働者で、当該貯蓄金の管理を継続することが労働者の利益を著しく害すると認められるときは、行の利益を著しく害すると認められるときは、行の利益を著しく害すると認められるときは、行の利益を著しく害するととができる。

ない。理に係る貯蓄金を労働者に返還しなければなら理に係る貯蓄金を労働者に返還しなければならことを命ぜられた使用者は、遅滞なく、その管

第十九条 使用者は、労働者が業務上負傷し、又四項の労働者の預金を受け入れる利率を定め四項の労働者の預金を受け入れる利率を定めの場合。

ニモニバ

退職時等

用される者

試の使用期間中の者

第二十二条 労働者が、退職の場合において、

使

払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場 は厚生労働省令で定める賃金について確実な支 令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又 の全額を支払わなければならない。ただし、法二十匹条(賃金は、通貨で、直接労働者に、そ

労働時間

労働基準法

第二十条~第三十二条

合においては、この限りでない。

日日雇い入れられる者

二箇月以内の期間を定めて使用される者

払賃金の支

第二十四条 賃金は、通貨で、直接労働者に、

金

季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使

されるに至つた場合又は第四号に該当する者が 該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用 されるに至つた場合、第二号若しくは第三号に 号に該当する者が一箇月を超えて引き続き使用 する労働者については適用しない。但し、第一

十四日を超えて引き続き使用されるに至つた場

を請求した場合においては、使用者は、 にあつては、その理由を含む。)について証明書 賃金又は退職の事由(退職の事由が解雇の場合 用期間、業務の種類、 その事業における地位

は疾病にかかり療養のために休業する期間及び

の証明

た場合においては、使用者は、当該退職の日以 後に労働者が当該解雇以外の事由により退職し ばならない。ただし、解雇の予告がされた日以 ては、使用者は、遅滞なくこれを交付しなけれ 雇の理由について証明書を請求した場合にお れた日から退職の日までの間において、当該解 労働者が、第二十条第一項の解雇の予告がさ

項を記入してはならない。 後、これを交付することを要しない。 前二項の証明書には、労働者の請求しない事

告解 雇の予

第二十条 使用者は、労働者を解雇しようとする

ついて行政官庁の認定を受けなければならなり、前項任書後段の場合においては、その事由に

ては、この限りでない。

ために事業の継続が不可能となつた場合におい う場合又は天災事変その他やむを得ない事由の が、第八十一条の規定によつて打切補償を支払 十日間は、解雇してはならない。ただし、使用者 五条の規定によつて休業する期間及びその後三 その後三十日間並びに産前産後の女性が第六十

第二十三条 使用者は、労働者の死亡又は退職の 書に秘密の記号を記入してはならない。 関する通信をし、又は第一項及び第二項の証明 籍、信条、社会的身分若しくは労働組合運動に の就業を妨げることを目的として、労働者の国 使用者は、あらかじめ第三者と謀り、労働者

② 前項の予告の日数は、一日について平均賃金

て解雇する場合においては、この限りでない。 つた場合又は労働者の責に帰すべき事由に基い を得ない事由のために事業の継続が不可能とな なければならない。但し、天災事変その他やむ い使用者は、三十日分以上の平均賃金を支払わ をしなければならない。三十日前に予告をしな 場合においては、少くとも三十日前にその予告

を支払つた場合においては、その日数を短縮す

還金品の返

第二十一条 前条の規定は、左の各号の一に該当

れを準用する。 ることができる。

前条第二項の規定は、

第一項但書の場合にこ

者の権利に属する金品を返還しなければならな 証金、貯蓄金その他名称の如何を問わず、労働 いては、七日以内に賃金を支払い、積立金、保 場合において、権利者の請求があつた場合にお 休業手当

の期間中に支払い、又は返還しなければならな おいては、使用者は、異議のない部分を、同項 前項の賃金又は金品に関して争がある場合に

くこれを交付しなければならない。

非常時払

給制出 の保高 降払

最低賃金

賃金の一部を控除して支払うことができる。 者との書面による協定がある場合においては、 働組合がないときは労働者の過半数を代表する はその労働組合、労働者の過半数で組織する労 労働者の過半数で組織する労働組合があるとき 法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の 合においては、通貨以外のもので支払い、また、 賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて

りでない。 支払わなければならない。ただし、臨時に支払 生労働省令で定める賃金(第八十九条において われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚 「臨時の賃金等」という。)については、この限

[**委**] 第一項 厚生労働省令 則八。 厚生労働省令 則七の二。

第二十五条 使用者は、労働者が出産、 を支払わなければならない。 払期日前であつても、既往の労働に対する賃金 用に充てるために請求する場合においては、支 [委] 厚生労働省令 則九。 害その他厚生労働省令で定める非常の場合の費

第二十六条 使用者の責に帰すべき事由による休 該労働者に、その平均賃金の百分の六十以上の 業の場合においては、使用者は、休業期間中当 手当を支払わなければならない。

第二十八条 賃金の最低基準に関しては、最低賃 第二十七条 出来高払制その他の請負制で使用す るところによる。 じ一定額の賃金の保障をしなければならない。 る労働者については、使用者は、労働時間に応 金法(昭和三十四年法律第百三十七号)の定め

第二十九条から第三十一条まで 削除

第四章 労働時間、 休憩、

第三十二条 き一週間について四十時間を超えて、 使用者は、労働者に、休憩時間を除 及び年次有給休暇

二七三九

て、労働させてはならない に、休憩時間を除き一日について八時間を超え 使用者は、一週間の各日については、労働者

第三十二条の二 使用者は、当該事業場に、労働 労働時間を超えて、労働させることができる。 働時間又は特定された日において同条第二項の の定めにより、特定された週において同項の労 めをしたときは、同条の規定にかかわらず、 労働時間が前条第一項の労働時間を超えない定 箇月以内の一定の期間を平均し一週間当たりの は就業規則その他これに準ずるものにより、 数を代表する者との書面による協定により、 る労働組合がない場合においては労働者の過半 いてはその労働組合、労働者の過半数で組織す 者の過半数で組織する労働組合がある場合にお 使用者は、厚生労働省令で定めるところによ そ

り、前項の協定を行政官庁に届け出なければな

第二項 厚生労働省令 則一二の二の二

第三十二条の三 は一日において同条第二項の労働時間を超え かかわらず、一週間において同項の労働時間又 時間を超えない範囲内において、同条の規定に 間当たりの労働時間が第三十二条第一項の労働 掲げる事項を定めたときは、その協定で第二号 を代表する者との書面による協定により、次に 労働組合がない場合においては労働者の過半数 の過半数で組織する労働組合がある場合におい とした労働者については、当該事業場の労働者 び終業の時刻をその労働者の決定に委ねること に準ずるものにより、その労働者に係る始業及 の清算期間として定められた期間を平均し一週 てはその労働組合、労働者の過半数で組織する 労働させることができる。 使用者は、就業規則その他これ

せることができることとされる労働者の範囲 この項の規定による労働時間により労働さ

> 下この条及び次条において同じ。 超えない範囲内において労働させる期間をい の労働時間が第三十二条第一項の労働時間を 二箇月以内の期間に限るものとする。 (その期間を平均し一週間当たり 以

清算期間における総労働時間

条第一項」とする。 該各期間を平均し一週間当たりの労働時間が五 当該期間。以下この項において同じ。) ごとに当 期間(最後に一箇月未満の期間を生じたときは、 間をその開始の日以後一箇月ごとに区分した各 るのは「労働時間を超えず、かつ、当該清算期 列記以外の部分中「労働時間を超えない」とあ おける前項の規定の適用については、同項各号 十時間を超えない」と、「同項」とあるのは「同 清算期間が一箇月を超えるものである場合に その他厚生労働省令で定める事項

と、「同項」とあるのは「同条第一項」とする。 ときは、当該清算期間における日数を七で除し 該清算期間における所定労働日数を同条第二項 よる協定により、労働時間の限度について、当 者の過半数で組織する労働組合がない場合にお 組合がある場合においてはその労働組合、労働 間」とあるのは「第三十二条第一項の労働時間 る場合を含む。) 中「第三十二条第一項の労働時 外の部分(前項の規定により読み替えて適用す 同項の規定の適用については、同項各号列記以 て第一項の規定により労働させる場合における て得た数をもつてその時間を除して得た時間) の労働時間に乗じて得た時間とする旨を定めた いては労働者の過半数を代表する者との書面に (当該事業場の労働者の過半数で組織する労働 前条第二項の規定は、第一項各号に掲げる事 一週間の所定労働日数が五日の労働者につ

限りでない。 算期間が一箇月以内のものであるときは、 算期間が一箇月以内のものであるときは、この項を定めた協定について準用する。ただし、清 第一項第四号 厚生労働省令 則

第三十二条の三の二 使用者が、清算期間が一 り割増賃金を支払わなければならない。 の労働については、第三十七条の規定の例によ り延長し、又は休日に労働させた時間を除く。 月を超えるものであるときの当該清算期間中の て労働させた場合においては、その超えた時間 せた期間を平均し一週間当たり四十時間を超え 清算期間より短い労働者について、当該労働さ 前条第一項の規定により労働させた期間が当該 (第三十三条又は第三十六条第一項の規定によ

第三十二条の四 使用者は、当該事業場に、労働 者の過半数で組織する労働組合がある場合にお 二 対象期間(その期間を平均し一週間当たり の労働時間を超えて、労働させることができる。 労働時間又は特定された日において同条第二項 ろにより、特定された週において同条第一項の 合においては、その定めを含む。)で定めるとこ て、当該協定(次項の規定による定めをした場 労働時間が四十時間を超えない範囲内におい として定められた期間を平均し一週間当たりの 定にかかわらず、その協定で第二号の対象期間 に掲げる事項を定めたときは、第三十二条の規 数を代表する者との書面による協定により、次 る労働組合がない場合においては労働者の過半 いてはその労働組合、労働者の過半数で組織す 及び次条において同じ。 年以内の期間に限るものとする。以下この条 の労働時間が四十時間を超えない範囲内にお せることができることとされる労働者の範囲 いて労働させる期間をいい、一箇月を超え この条の規定による労働時間により労働さ

三 特定期間(対象期間中の特に業務が繁忙な 期間をいう。第三項において同じ。)

ごとに区分することとした場合においては、 当該区分による各期間のうち当該対象期間の 対象期間における労働日及び当該労働日ご (対象期間を一箇月以上の期間

を除く各期間における労働日数及び総労働時 労働日ごとの労働時間並びに当該最初の期間 初の期間」という。)における労働日及び当該初日の属する期間(以下この条において「最

その他厚生労働省令で定める事項

労働日ごとの労働時間を定めなければならな を超えない範囲内において当該各期間における 当該各期間における労働日及び当該総労働時間 より、当該労働日数を超えない範囲内において の同意を得て、厚生労働省令で定めるところに い場合においては労働者の過半数を代表する者 組合、労働者の過半数で組織する労働組合がな 織する労働組合がある場合においてはその労働 十日前に、当該事業場に、労働者の過半数で組 めたときは、当該各期間の初日の少なくとも三 く各期間における労働日数及び総労働時間を定 し当該区分による各期間のうち最初の期間を除 使用者は、前項の協定で同項第四号の区分を

で特定期間として定められた期間における連続 として定められた期間を除く。) 及び同項の協定 限度並びに対象期間(第一項の協定で特定期間 いて、厚生労働省令で、対象期間における労働 して労働させる日数の限度を定めることができ 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見を聴 数の限度並びに一日及び一週間の労働時間の

定について準用する。 第三十二条の二第二項の 第一項第五号 規定は、 則 第 項の 四 労のあのよ災 働時る必る害 等間場要臨等 外合が時に

第三項 第二項 厚生労働省令 厚生労働省令 厚生労働省令 則一二の四② 則一二の四③~⑤、 附

第三十二条の四の二 使用者が、 より短い労働者について、当該労働させた期間条の規定により労働させた期間が当該対象期間 則六五・六六。 対象期間中の前

> 賃金を支払わなければならない。 については、第三十七条の規定の例により割増 三条又は第三十六条第一項の規定により延長 せた場合においては、その超えた時間(第三十 を平均し一週間当たり四十時間を超えて労働さ し、又は休日に労働させた時間を除く。)の労働

第三十二条の五 使用者は、日ごとの業務に著 まで労働させることができる。 場合においては労働者の過半数を代表する者と する労働組合がある場合においてはその労働組 令で定める数未満のものに従事する労働者につ あつて、常時使用する労働者の数が厚生労働省 あると認められる厚生労働省令で定める事業で により各日の労働時間を特定することが困難で 予測した上で就業規則その他これに準ずるもの い繁閑の差が生ずることが多く、かつ、これを の書面による協定があるときは、第三十二条第 合、労働者の過半数で組織する労働組合がない いては、当該事業場に、労働者の過半数で組織 |項の規定にかかわらず、一日について十時間

休

憩

ければならない。 働時間を、あらかじめ、当該労働者に通知しな ころにより、当該労働させる一週間の各日の労 せる場合においては、厚生労働省令で定めると 使用者は、前項の規定により労働者に労働さ

定について準用する。 第三十二条の二第二項の規定は、第 一項の協

休

Н

〔委〕第一項 厚生労働省令 厚生労働省令 則一二の五③ 則一二の五①②

第三十三条 災害その他避けることのできない事 ければならない。 ない場合においては、事後に遅滞なく届け出な事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇が 条の休日に労働させることができる。ただし、 は第四十条の労働時間を延長し、又は第三十五 の限度において第三十二条から前条まで若しく 使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要 由によつて、臨時の必要がある場合においては、 労び時間 日外 の及

2 ことを、命ずることができる その時間に相当する休憩又は休日を与えるべき 休日の労働を不適当と認めるときは、その後に において、行政官庁がその労働時間の延長又は 前項ただし書の規定による届出があつた場合

とができる。 条から前条まで若しくは第四十条の労働時間を 延長し、又は第三十五条の休日に労働させるこ 家公務員及び地方公務員については、第三十二 (別表第一に掲げる事業を除く。) に従事する国 は、第一項の規定にかかわらず、官公署の事業 公務のために臨時の必要がある場合において

第三十四条 使用者は、労働時間が六時間を超 時間を労働時間の途中に与えなければならな 超える場合においては少くとも一時間の休憩 る場合においては少くとも四十五分、八時間を

りでない。 る者との書面による協定があるときは、 がない場合においては労働者の過半数を代表す 労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合 で組織する労働組合がある場合においてはその ない。ただし、当該事業場に、労働者の過半数 前項の休憩時間は、一斉に与えなければなら この限

せなければならない 使用者は、第一項の休憩時間を自由に利用さ

第三十五条 使用者は、労働者に対して、 くとも一回の休日を与えなければならない。 を与える使用者については適用しない。 前項の規定は、四週間を通じ四日以上の休日

第三十六条 使用者は、当該事業場に、労働者の け出た場合においては、第三十二条から第三十 省令で定めるところによりこれを行政官庁に届 代表する者との書面による協定をし、厚生労働 働組合がない場合においては労働者の過半数を はその労働組合、労働者の過半数で組織する労 過半数で組織する労働組合がある場合において 一条の五まで若しくは第四十条の労働時間

労働基準法 第三十二条の四の二~第三十六条